

随意契約理由書

1 工事概要

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 工事番号 | <u>24-41310-0076</u> |
| (2) 委託名 | <u>積算業務委託(道維・維補)</u> |
| (3) 路・河川等名 | <u>東湯野寺屋敷線</u> |
| (4) 工事箇所名 | <u>福島市飯坂町地内</u> |

2 随意契約の理由

当該積算業務委託は、複数の工法を組み合わせた橋梁補修工事の積算であり、積み上げ計算による施工単価の設定作業が複雑となるため、積算に関する豊富な知識・経験が必要であり、「入札制度改革に係る基本方針」に掲げる「特殊な工事」に該当する。

積算業務は、行政的経験及び知識に基づく全県的な整合性がとれた成果と秘密を守る必要があり、中立性、公平性が必要とされる業務である。そのため、その性質、目的を勘案すると競争入札に適さないものであることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

3 単独見積りの理由及びその相手方

当該積算業務については、公共工事にかかる設計図書作成の高いノウハウがあること及び国や県が定める最新の積算基準を熟知していることが求められる。

一般財団法人ふくしま市町村支援機構は、市町村の建設事業にかかる積算業務を始めとして、測量・設計業務及び施工管理業務まで幅広く業務を受注していることに加え、総合評価方式やプロポーザル方式の審査委員を担うなど、県内事業者の中では、唯一、公共事業の執行に関する総合的かつ高度な知識・技術を確保しているものと認められる。

以上のことから、当該積算業務を円滑かつ適正にできる唯一の事業者として、県財務規則施行通達第269条関係1-(2)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当することから、単独随意契約を締結することとしたい。